

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の一環として、令和4年度の住民税が新たに非課税となった世帯（世帯全員非課税）に、**1世帯当たり10万円**を給付します（対象の方には、準備が整い次第、町から通知を発送予定です）。

※令和3年度非課税世帯等臨時特別給付金（家計急変世帯を含む）をすでに受給した世帯は対象外となりますので、ご注意ください。

### ■ 支給対象世帯

#### (1) 住民税非課税世帯

**基準日（令和4年6月1日）**において茨城町に住民登録があり、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

#### (2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

※上記の(1)、(2)ともに住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯をのぞく。

例) 住民税が課税されている子に扶養されている非課税の両親の世帯

住民税が課税されている親に扶養されている非課税の大学生の単身世帯 など

### ■ 給付額

#### 1 世帯当たり10万円

※令和3年度「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯を含む）」をすでに受給した世帯は、**今回の給付金の対象にはなりません。**

(1)住民税非課税世帯、(2)家計急変世帯の給付金を重複して受給することはできません。

### ■ 申請方法

#### (1) 住民税非課税世帯

1. 対象の各世帯に対して、確認書を**令和4年6月下旬から順次発送**します。世帯状況により、支給対象とならない場合があります。

2. 確認書に記載された口座番号に変更がないか確認いただき、返信用封筒に確認書を入れ、社会福祉課まで返送してください（新型コロナウイルス感染防止の観点から、可能な限り郵送をお願いします）。

申請期限：**令和4年9月30日(金)** 必着

#### (2) 家計急変世帯（申請型）

給付金を受け取る場合、申請時点で住民票のある市町村への申請が必要になります。

対象となる方は申請書と申立書に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添付して、郵送または社会福祉課まで持参してください。

※申請書類は町ホームページからダウンロードするか、社会福祉課までご相談ください。

申請期限：**令和4年9月30日(金)** 必着

### ■ 給付金の支給日について

受理した確認書・申請書は順次審査を行い、支給を決定します。振込までは1か月程度かかりますが、混雑状況により前後することがあります。

#### 【問合せ先】

茨城町 社会福祉課  
臨時特別給付金窓口

☎029-240-7112 (直通)

受付時間 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

## 選挙における投票方法について

投票は、皆さんの意見を政治に反映させるための大切な機会です。

さまざまな投票方法がありますので、投票日当日に用事がある方も、必ず投票しましょう。



### 1 当日投票

投票日当日に、各投票所において投票する方法です。

投票所の場所等は、投票所入場券に記載しておりますので、ご確認ください。

### 2 期日前投票

投票日当日に、仕事や外出などの予定により投票できない方は、**期日前投票**ができます。

期日前投票ができる期間は、選挙ごとに異なります。

期日前投票所の場所等は、投票所入場券に記載しておりますので、ご確認ください。

### 3 不在者投票

(いずれも郵送等により時間がかかりますので、早目のお手続きをお願いします。)

#### (1) 名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会での不在者投票

仕事や学業、旅行などのため、長期間他市区町村に滞在されている方は、滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票することができます。

<投票の流れ>

①**宣誓書兼投票用紙等請求書**を茨城町選挙管理委員会に直接、または郵便等により提出してください。

②茨城町選挙管理委員会から、**不在者投票証明書**、**投票用紙等**を滞在先に送付します。

③送付された不在者投票証明書、投票用紙等を滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参してください。

なお、不在者投票証明書や投票用紙等が入った、「開封厳禁」のシールが貼られた封筒は、決して開封しないよう、ご注意ください。

④滞在先の市区町村選挙管理委員会から、茨城町選挙管理委員会へ投票用紙が送られます。

#### (2) 指定病院等での不在者投票

茨城県選挙管理委員会が指定する**病院等の施設**に入院・入所されている方が、その施設において不在者投票をすることができる制度です。詳しくは各施設にお問い合わせください。

#### (3) 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがある方が、郵便等により投票をすることができる制度です。この制度の利用には、あらかじめ**「郵便等投票証明書」**の交付申請が必要です。

申請書の審査等に時間がかかる場合がありますので、制度のご利用を考えている方は、お早めに茨城町選挙管理委員会までお問い合わせください。

#### <郵便等による不在者投票ができる方>

手帳等の種類	障害の部位	等級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級または3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※郵便等による不在者投票をすることができる方のうち、一定の要件を満たす方は、代理記載制度を利用できます。詳しくは、茨城町選挙管理委員会までお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 029-240-7125（直通）